

～ 国際研修 ～

第13回日韓パートナーシップ研修

国際協力部教官

朝山直木

第1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、本年6月18日から28日までの間（日本セッション）及び10月29日から11月8日までの間（韓国セッション）、第13回日韓パートナーシップ研修を実施した。

研修員は、日本側は法務省民事局、法務局・地方法務局及び裁判所の職員5名が参加し、韓国側は大法院、地方法院の職員5名が参加した。参加者は次のとおりである。

東京法務局城南出張所登記官

四方 直

横浜地方法務局相模原支局登記官

加藤 伸也

さいたま地方法務局法人登記部門登記官

藤原幸喜子

法務省民事局総務課企画第一係長

荒川 豊

最高裁判所事務総局民事局第三課執行制度係長

黒川 明

法院行政処司法登記局不動産登記課法院事務官

金 京旰

ソウル中央地方法院事務局総合民願室法院主事

崔 大鐘

ソウル中央地方法院事務局総合民願室法院主事

白 根析

全州地方法院事務局民事課法院主事

李 珍山

議政府地方法院事務局民事申請課法院主事

辛 容在

第2 研修の目的

本研修は、研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的としている。

本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成され、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。

第3 研修の概要

研修のテーマ

不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

1 日本セッション

(1) 講義

合同会社の登記について

講師 国際協力部 朝山直木

日本の合同会社の制度の概要及び登記手続、合同会社を含む各種会社の会社数や設立登記申請件数を説明した。

韓国では、2012年4月15日に施行された改正商法で、日本の合同会社に相当する有限責任会社の制度が創設された。そこで、2006年の会社法の施行に伴って創設された日本の合同会社の制度や現状を知ることが有意義であると考えて実施した。

(2) 実務研究

各研修員が実務研究課題を提起し、それについて研修員全員で協議し、その結果を発表するものである。日本セッションでは、韓国側研修員が実務研究課題を提起し、日本における制度及び運用等について日本側に質問を行い、これに日本側の担当研修員がまず回答する。それを踏まえて研修員全員で協議し、最終的には韓国側研修員が研究結果を発表している。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① 登記官の形式的審査権の範囲と限界

韓国においても、日本と同様に、登記官による登記申請に対する審査権は、実質的審査権（実体法上の権利関係を審査する権限）ではなく、形式的審査権（登記申請に必要な書面の提出の有無及び提出された書面が形式的に真正なものか否かを審査する権限）を有するのみである。

本研究は、登記官の形式的審査権の範囲と限界について、①偽造された判決書が添付書面として提出された登記申請の場合にその記載事項及び形式が一般的な判決書の作成方式と異なる点についての登記官の注意義務の有無、②登記原因となる法律関係の有効無効が登記官の審査範囲であるか否かの2つの事例を基にして検討したものである。

② 登記権利者と登記義務者に関する考察

韓国においても、日本と同様に、不動産登記申請は、原則として、登記権利者及び登記義務者が共同で申請することとされている。

本研究は、実体法上の登記権利者・登記義務者（登記請求権を有する者及びその相手方）及び手続法上の登記権利者・登記義務者（登記の実行によって、登記簿の記録形式上の権利・利益を得る者及び喪失する者）を明確にし、具体的な事例における実体法上及び手続法上の登記権利者・登記義務者について考察したものである。

なお、韓国では、抵当権の設定登記後に、当該不動産の所有権が第三者に移転された場合には、抵当権抹消登記の登記権利者は、現所有者の第三者のみならず、抵当権設定時に所有者であった抵当権設定者も登記権利者になることができるとのことである。

③ 代理人の記名捺印した書面決議書を原因とした株式会社の役員変更登記申請受理の可否

韓国では、資本金総額が10億ウォン未満の株式会社は、株主全員の同意がある場合には、招集手続なしに株主総会を開催することができ、書面による決議により株主総会の決議をもって代えることができる。決議の目的事項について株主全員が書面で同意をしたときは、書面による決議があるものとみなすとされ、さらに、これらの書面による決議は、株主総会の決議とみなすとの規定がある（韓国商法363条5項、6項）。

上記の場合における登記申請時の添付書面は、株主全員の同意書等である。

本研究は、日本法人の100パーセント子会社である現地法人の登記の申請において、日本法人の常任代理人と思われる代理人が、株主総会ごとの個別の代理権の授与を得ずに、決議の目的事項について同意した旨の記名捺印した書面を添付して登記申請をすることの是非について検討したものである。

④ 離婚時の養育費支給義務の性質とその履行

確保制度に関する考察

本研究は、夫婦が離婚をしたときの子の養育権の帰趨及び養育費の負担をどのように決定し、その支払義務の履行をどのように確保していくかについて、現状を述べるとともに、改善策について検討したものである。

⑤ 不動産競売手続における留置権の申告と関連する問題点の検討

本研究は、留置権が占有を公示方法としており、不動産競売手続において引受主義を採っていることから、留置権の申告によって不動産競売手続の遅延、競売価格の下落等の悪影響が発生していることから、その対応策について検討したものである。

(3) 見学

今回は、以下の4か所の見学を行った。いずれの見学先においても、研修員の関心は高く、活発な質疑応答が行われた。

① 最高裁判所

大法院首席書記官表敬の後、大法院、小法院及び図書館の見学を行った。

② 東京地方裁判所

裁判を傍聴し、民事部についての概況説明を受けた後、破産部へ移動し、業務説明を受け、債権者集会室及び事務室の見学を行った。

③ 東京法務局本局

民事行政部長による法務局業務の全般的説明の後、戸籍課、不動産登記部門及び法人登記部門を見学し、質疑応答・意見交換を行った。

④ 東京法務局動産登録課・債権登録課

韓国では、2012年6月11日に「動産・債権等の担保に関する法律」が施行された。そこで、類似する制度である日本の動産譲渡登記及び債権譲渡登記を取り扱う東京法務局動産登録課・債権登録課を見学することは有意

義であると考え、実施することにした。

同課では、動産登録課長による概要説明の後、動産登録課及び債権登録課を見学し、質疑応答・意見交換を行った。

2 韓国セッション

(1) 講義

① 動産債権担保登記について

講師 大法院法院行政処司法登記局 康起豪 (カン・ギホ) 司法登記審議官

韓国では、「動産・債権等の担保に関する法律」が2010年6月10日に公布され、2012年6月11日から施行されている。この法律は、動産・債権を目的とする担保制度を創設し、担保登記を可能とするものである。日本の動産譲渡登記及び債権譲渡登記の制度を基にしているが、譲渡担保について日本と韓国との間に相違があることから、譲渡登記ではなく担保登記に関する制度を創設した。すなわち、日本では、譲渡担保権者が担保権を実行する際には、清算義務を課しているが、韓国では清算義務を課していない。そのような状況の下で譲渡登記に関する制度を導入すると、担保権者に被担保債権の額以上の利益の取得を可能とすることになり、不合理であることから、担保登記制度を導入した。

日本では、譲渡登記の譲渡人は、法人に限定されているが、韓国では、担保登記における担保権の設定者は、法人のほかに商号登記を行った商号使用者も登記可能である。法施行後10月15日までの商号使用者と法人との比率は、およそ3対7である。

担保の目的となる動産は、複数の動産又は将来に取得する動産を含んでいる。別に登記や登録制度が設けられている船舶や自動車については、登記の対象外となっている。債権は、金銭の支払いを目的とする指名債権に限

定されているが、動産と同様、複数の債権又は将来に発生する債権を登記することができる。

以上のほか、担保登記の効力（動産担保は登記が効力発生要件、債権担保は登記が対抗要件）、担保権の効力（優先弁済、物上代位）、担保権の実行に関する規定について説明があった。

担保登記は、設定・抹消・延長等の登記が可能であり、登記の対象となる担保権の存続期間は5年を超過することができない。また、担保登記についての登記事項証明書を発行することができる。

登記の管轄を有するのは、日本では、東京法務局1庁だが、韓国では、商業登記を管轄する登記所（155庁）である。

② 韓国司法補佐官制度概観

講師 ソウル中央地方法院 李在奭（イ・ジェソク）司法補佐官

韓国では、2005年7月1日から司法補佐官制度を導入している。司法補佐官制度を設けた趣旨は、司法府の人材をより効率的に運用するために、裁判官を実質的な争訟に関する業務に集中させ、そのほかの付随的な業務は、一定の要件を満たした裁判所職員に処理させることにある。司法補佐官は、民事訴訟法上の訴訟費用額・執行費用額の確定決定手続、督促手続、公示催告手続、民事執行法上の競売手続等の一部の手続を裁判官に代わって行う。

(2) 実務研究

韓国セッションでは、日本セッションとは逆に、日本側研修員が実務研究課題を提起し、韓国における制度及び運用等について韓国側に質問を行い、これに韓国側の担当研修員がまず回答する。それを踏まえて研修員全員で協議し、

最終的には日本側研修員が研究結果を発表している。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① 日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度の比較・検討について

日本国民の身分関係の登録・公証については、戸籍制度により行われている。一方、長年日本と同様に戸籍制度を採用していた韓国では、2008年1月1日から、戸主制度を廃止する改正民法の施行と併せて、既存の戸籍法に代えて家族関係登録法を施行し、新たな形態の身分登録制度である家族関係登録制度が導入された。

本研究は、改めて戸籍制度及び家族関係登録制度の概要や問題点等について比較・検討し、身分登録制度のあり方について検討したものである。

② 涉外不動産登記手続（相続による所有権移転登記・被相続人が韓国国籍の場合）について

本研究は、近年、在日外国人が増加しており、同人の中には、日本の不動産を所有する者も多数いると思われること、また、グローバル化によって、日本に住所又は居所を有しない外国人が日本の不動産を所有するケースも増加していると思われることから、戸籍制度が家族関係登録制度に変更された韓国での国内における相続登記における取扱いを確認し、我が国で被相続人が韓国国籍の場合の取扱いに活用を図ろうとしたものである。

③ 「オンラインによる登記事項提出の手続」と「韓国 e-form」の比較から商業・法人登記申請形態の今後の在り方について考える

2011年8月15日に導入された登記・供託オンライン申請システムに送信された登記事項を利用する商業・法人登記事務は、登記申

請人が、あらかじめ、登記・供託オンラインシステムを利用して、登記すべき事項を送信し、その後、書面で登記申請するものである。

本研究は、登記・供託オンライン申請システムに送信された登記事項を利用する商業・法人登記事務の利用率が芳しくない現状にあることから、韓国における同種の申請方法である電子標準様式による登記の申請（大法院インターネット登記所において提供する電子標準様式を利用して、電算情報処理組織に申請情報を入力・保存し、保存された申請情報を出力し、その出力されたものである書面申請）との比較検討を行ったものである。

④ 登記事務処理の効率化を図るための方策について

本研究は、現下の厳しい法務局の定員事情を踏まえて、韓国における登記事務処理の流れと具体的な審査の内容・方法等を把握し、日本の不動産登記事務における運用と比較することにより、両国の処理期間に差異が生じている原因を探り、登記事務処理の更なる効率化を図るための方策について検討したものである。

⑤ 民事執行事件における配当手続について

本研究は、配当手続が配当期日までの限られた期間において、申立書や執行費用計算書、債権計算書、交付要求書等の内容を精査し、民法、商法その他の法律の定めるところに基づいて配当の順位及び配当額を計算して配当表（原案）を作成することになるが、配当の実務には、法の解釈に委ねられている部分や各庁における実務の運用が異なる点などもあり、これらの事務処理は非常に難解であることから、韓国における配当手続や配当に関する課題などを学び、日本の配当手続と比較検討するとともに、効率的な事務処理の工夫や

過誤防止方策などについて研究を行うことによつて、より適正迅速な配当事務の処理と実務の改善、向上を図ろうとしたものである。

(3) 見学

今回は、以下の3か所の見学を行った。いずれの見学先においても、研修員の関心は高く、活発な質疑応答が行われた。

① 大法院

法院行政処法院行政管理室長表敬の後、広報ビデオ（日本語）の視聴、小法廷及び大法廷の見学を行った。大法廷の見学の際に、法院行政処に勤務する裁判官との質疑応答が行われた。

② 大法院電算情報センター

大法院電算情報センターでは、韓国の司法情報化の沿革及び現状について説明していただいた。基幹となるITセンターが盆唐（ブندان）と大田（テジョン）の2か所にあり、北部にある法院で処理した事件は盆唐で管理し、南部で処理した事件は大田で管理している。双方のITセンター間で瞬時にデータ交換を行うことによつて、片方のITセンターに障害があった場合に備えているとのことであった。また、登記システムのデモンストレーションとして、会社の本店移転登記と不動産の登記事項証明書のオンライン申請を行っていただいた。その後、テレビ会議を行う部屋、システムの管制室等の見学を行った。

③ ソウル中央地方法院

ソウル中央地方法院長等表敬の後、電子法廷の傍聴、民事執行課及び登記局の見学を行った。

登記局は、ソウル中央地方法院の管轄下にある本院の登記課を含む6か所の登記所を統廃合して、2011年9月26日に業務を開始した。登記局内には、市役所の分室や銀行の

ATM コーナーがあり、登記局内で住所に関する証明書を発行したり、登録免許税の納付ができるとのことである。また、登記事項証明書の無人発給機を設置し、手数料に格差を設けることによって、無人発給機やオンラインによる処理が進んでいるとのことである。

第4 終わりに

本研修は、講義や実務研究の場で質問や議論が活発に行われるなど研修員が熱意を持って取り組み、研修の目的が概ね達成されたものとする。

改めて、本研修に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

第13回日韓パートナーシップ研修(日本セッション) 日程表

【 指導教官:朝山教官 事務担当:横山専門官・山田専門官】

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考	
6 / 18	月	(日本側研修員入寮)	オリエンテーション 実務研究(1) (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 19	火	実務研究(2) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	金浦空港(12:05)→[KE5707便]→羽田空港(14:15) (韓国側研修員入寮) (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 20	水	実務研究(3) 日本側研修員からの回答 (浦安センターB6.7セミナー室)	実務研究(4) 韓国側研修員からの追加質問 (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 21	木	実務研究(5) 研修員全員による検討 (浦安センターB6.7セミナー室)	講義 「合同会社の登記について」 法務総合研究所国際協力部 朝山直木 (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 22	金	見学(10:00~11:30) 東京地方裁判所	12:00~13:20 法務総合研究所主催 意見交換会 (法曹会館 寿の間)	13:35~ 13:50 表敬 (赤れんが棟前) (民事局長)	見学(15:15~17:00) 東京法務局 債権登録課・動産登録課
6 / 23	土				
6 / 24	日				
6 / 25	月	見学(10:00~11:30) 最高裁判所	見学(14:00~17:00) 東京法務局		
6 / 26	火	総合発表準備 (日本側研修員退寮) (赤れんが棟共用会議室)	総合発表 韓国側研修員による発表 (赤れんが棟第6教室)	閉講式 (法曹会館 孔雀の間)	
6 / 27	水	国際協力部教官と韓国側研修員との意見交換 (浦安センター)	資料整理・帰国準備		
6 / 28	木	(韓国側研修員退寮・帰国)	羽田空港(15:35)→[KE5710便]→金浦空港(17:55)		

第13回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

【 指導教官:朝山教官 事務担当:横山専門官・山田専門官 】

月 日	曜	9:30 12:00	14:00 17:00	備考
10 / 29	月		オリエンテーション(13:00～) (赤レンガ棟共用会議室)	実務研究(1)(14:00～) (赤レンガ棟共用会議室)
10 / 30	火	東京(羽田空港)発【11:30】→ソウル(金浦空港)着【14:00】 NH1163便 (日本側研修員入寮)	15:00～15:30 生活館案内 15:40～16:00 教育院長表敬等 16:10～16:20 記念撮影 16:30～17:30 研修日程及び庁舎案内	
10 / 31	水	実務研究(2)	12:00～13:40 午餐 (教育院長主催)	実務研究(3)
11 / 1	木	実務研究(4)	見学(15:00～17:00) 大法院電算情報センター(京畿道城南市盆唐区)	
11 / 2	金	講義(1) 「動産債権担保登記について」 大法院法院行政処司法登記局司法登記審議官 カンギホ	講義(2) 「韓国司法補佐官制度概観」 ソウル中央地方法院司法補佐官 イジェソク	
11 / 3	土	休み		
11 / 4	日	休み		
11 / 5	月	見学(10:00～12:00) 大法院	12:00～13:10 午餐 (司法登記局長 主催)	見学(14:00～17:00) ソウル中央地方法院
11 / 6	火	総合発表準備	総合発表(13:30～16:00)	修了式 (16:20～17:00) 歓送晩餐 (教育院長主催)
11 / 7	水	出国準備	(日本側研修員退寮) ソウル(金浦空港)発【16:40】→東京(羽田空港)着【18:45】 NH1164便	
11 / 8	木	10:00～12:00 帰国報告会準備 (赤レンガ棟第5教室)	14:00～15:30 帰国報告会 (赤レンガ棟第5教室)	